

平成27年8月1日

県連会員各位

石川県弓道連盟  
会長 水橋 美喜夫

### 猛禽類の矢羽の取り扱いについて（通知）

標記については、これまでも機会あるごとに（公財）全日本弓道連盟（以下「全弓連」と言う。）からの通知等を会員各位にお知らせしているところですが、本年7月から準則等の適用が開始されていることを再認識し、さらなる周知徹底を図るために、県連会長通達として改めて通知いたしますので、会員各位におかれては今回の措置の趣旨を踏まえて、遺憾のないようによろしくをお願いします。

なお、本件については、既に5月23日に開催した本県弓道連盟常任理事会、理事会および評議員会において説明資料を添付し、さらに当日は私自身から口頭で内容の詳細について説明したところです。

もとより県連理事及び評議員のみならず、すべての会員に完全に周知することおよび会員全員が今般の全弓連通知等について遵守していただくことは必須のことです。

すなわち、今般、弓道界において矢羽の使用に関する準則等が制定されたからやむなく対応するというものではなく、国際的な問題となりかねない重要な案件であることを再認識し、さらに全弓連を始めとする弓道に関する全ての組織の存立にかかわる課題であるにとらえ、関係条約や関係法・規則等の趣旨を遵守することはもとより、弓道人としてのあるべき姿から逸脱しないように、会員個々人の道義的な責任として真摯に対応していただくよう、よろしくをお願いします。

### 記

#### 1 全弓連の主な対応（通知等）経緯

密猟された猛禽類（希少野生鳥獣）の羽根を使用した矢羽の件（H24.3.5）

矢羽の違法な取引に関する情報収集へのご協力のお願い（H26.6）

公益財団法人全日本弓道連盟懲戒規程（H26.9.25 施行）

調査委員会から全弓連会長への報告（H26.6 及び 26.10）

全弓連会長声明（H26.10）

密猟者に関する情報提供のお願い（H26.12.26）

関係者への処分（H27.1.26）

矢羽の使用に関する準則ならびに関係資料について（H27.4.）

月刊弓道誌H27.4号、H27.6号に掲載

#### 2 全弓連からの要請

H27.4.28 に開催した全弓連の説明会（各地連関係者出席）において、出席者に対し矢羽の使用に関する準則とその運用その他のルールや趣旨等について、各地連内での周知を図るよう依頼あり。27.5.1 付けで各地連にメール連絡あり

※H27.1.26～H27.6.30 の期間は周知準備期間として、H27.7.1 から適用する

### 3 各種規程類および様式

標記の「準則」・「運用について」の本文および添付の各種様式は、全弓連ホームページに掲載されていますので参照してください。

### 4 27. 4. 28 会議結果の概要（周知すべき内容のまとめ）

#### 《矢羽の使用に関する準則関係》

- 1 準則は、全弓連及び加盟団体（地連）、それらの役員、会員のすべてに適用する
- 2 法令および規制事項を遵守する責任は、役員、会員個人にあること
- 3 全弓連は定期的に役員、会員等に自覚教育を実施しなければならない  
全弓連会長が指名する委員で、全弓連から独立した権限を有する「監査委員」によって定期的に監査する、その結果を会長に報告し、問題がある場合はしかるべき是正処置をとる
- 4 矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）に記入すべき猛禽類については、通知の羽根の早見表のとおり。その矢羽を使用する場合は、これを常に携帯しなければならない（早見表は別途参照）

#### 《準則の運用マニュアル関係》

- 1 種の保存法管轄の環境省によれば、現在保有している羽根については、法に該当しても、入手の時期を問わず使用することは問題がない。一方、入手の時期を問わず、譲渡、譲受、販売は禁止
- 2 しかし、全弓連理事会の決議により、オオワシ、オジロワシについては大会で使用しないことを決定
- 3 この準則は使用者を処分することを本旨とするものではない。法令順守等の意識を関係者に周知徹底することが第一義である。疑いのある矢羽を保有、使用、購入したことを理由に直ちに処分するものではない
- 4 この準則が適用される対象は、全弓連及び各地連及び支部等が主催する審査、競技会、講習会のすべてとする（※後述を参照）
- 5 会員とは、地連の会員すべてを対象とする。会員への直接の指導は地連及び連合会が行う当該審査、競技会、講習会の開会式等を利用して説明してほしい
- 6 トレーサビリティ証明書は矢羽の所有者が自主的に作成し携行する。誰かが証明するものではない。所定の様式があるが、これを縮小コピー、ラミネート加工などをしてもよい、また、必ずしも当該矢羽画像写真の貼付は必要ではない
- 7 監査委員は全弓連会長が任命する。その任務を補佐するため、各地連に補佐員を置く。補佐員は2～3名を地連で推薦し、全弓連会長が任命する。変更や交代があればそのつど全弓連に届け出て新任の補佐員を任命する。  
監査委員及び補佐員の任務は弓具審判とは別であるが、兼務しても構わない
- 8 監査委員及び補佐員は違反者を発見した場合でも、まずは緩やかに口頭で注意をする、複数回の注意でも改まらない場合には中央競技団体に報告し、善後策を考える
- 9 矢羽の鳥の種類が分からない場合、弓具店の協力を得るなどを指導する

#### 《その他の確認事項等》

- 1 トレーサビリティへの記載について……  
番号は適宜で付す、必ずしも購入時期の順でなくともよい、  
使用しない矢羽まで記載する必要はない

(早見表記載以外の鳥の羽根についても当然必要なし)  
矢羽の種類、名称についてはできるだけ弓具店等に確認等する  
どうしても分からなければ推測される鳥を記載しても良い(記載が間違っている事で指摘されるものではない)

鳥の種類は俗称でよい、入手先や入手時期について、分からない場合は空欄にせず、  
〇〇大会で△△弓具店から購入、時期は□年頃、というようにできるだけ記憶に基づき記載をすること

(※空欄にしないこと、どうしても不明であれば「分からない」と記載する。  
なお、手羽、尾羽、風切、ナタ、ホロ、權方、開きというような詳細な記載は必須ではない)

## 2 準則の適用について……

あらゆる場面のすべてに適用されるものであること、  
通常審査会、競技会、講習会では県連の主催事業はもちろん、後援して開催するもの、各地弓道協会の開設記念大会、任意のグループの月例会、練習会、個人練習等のすべてを含むものである、

また、職域団体が開催する大会等も対象、

中学・高校・大学の学生・生徒のみで行われる大会等もすべてが対象である

学生・生徒の皆さんが直接購入しなくとも、師範や先輩等から譲られた矢羽であって、禁止対象に該当する場合は有り得るので、簡単に無関係だと決めつけないこと

すなわち、日本弓道において日本の弓具を使って行うすべての行動が対象となり、絶対に例外がないと認識すること

なお、もしも使用不可の矢羽を既に所有している者は、誰かに譲ることも禁止されているので、自宅等で保管する等の方法しかなく、外部に持ち出しすることなども誤解を受けかねない事から自粛すること

### 《石川県弓道連盟の監査員等》

準則運用マニュアルに基づく本県連盟の監査委員等は当面下記のとおりとします。

監査委員： 水橋 美喜夫 (県連会長)

補佐員： 木下 外治 (県連理事長)

： 池田 忠明 (県連指導部長)